

事業分野

我が国の資本・技術  
集約型輸出の支援

課題 4-1  
日本企業の輸出競争力の確保

課題 4-2  
日本企業の輸出機会の創出

課題 4-3  
我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2002年3月策定)では、(1)プラント等輸出は規模の大きさから通常長期の金融を要することから他の先進諸国は公的輸出信用制度を有しており、輸出企業間の国際競争上、各国輸出信用機関(ECA)の提供するサービスが重要な要素となるため、本行としても他国ECAに劣らぬサービス向上が求められている、また、(2)「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」との原則の下、経済社会情勢の不安定性によって生じるカントリーリスクをはじめとする固有のリスクがある開発途上国向け案件に限定することが必要、等の認識のもと、我が国の資本・技術集約型輸出の支援に向けた以下3つの課題を設定しています。

- 日本企業の輸出競争力の確保 (課題 4-1)
- 日本企業の輸出機会の創出 (課題 4-2)
- 我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築 (課題 4-3)

上記課題に取り組むにあたり、平成16年度年間事業計画(2004年3月策定)では、業務戦略の基本認識の補足として、我が国のプラント成約実績は回復傾向にある一方で、我が国プラント産業と、有力欧米企業及び安価な労働力を武器にしたアジア企業との競争が熾烈化していることを踏まえて、日本企業の国際競争力確保のための支援を行うことを重視しています。

平成16年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、3つの課題のうち、2つで「適切(A)」、1つで「概ね適切(B)」との評価結果となりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下の通りです。

**「日本企業の輸出競争力の確保」(課題 4-1)**

評価 B

欧米・アジア企業との競争熾烈化の中、新たなプラント輸出市場として注目される旧ソ連の資源産出国や、プラントビジネス機会拡大の傍ら政治的不安定性も懸念される中東地域等で、多様なリスク対応策及びリスクシェアリングを通じた質の高い金融サービス提供に努め、日本企業の輸出競争力確保に取り組みました。具体例としては、カザフスタンの商業銀行であるバンクトゥランアラム向けのクレジットラインの設定や、イラン国営石油化学会社(NPC)の信用リスクを取る形での融資実現等があります。但し、開発途上国の地場企業・地場金融機関等への新規与信先数は計画を下回ったため、業務戦略評価でも指摘のとおり、今後とも多様なリスク対応策の一層の活用に努める必要があります。

**「日本企業の輸出機会の創出」(課題 4-2)**

評価 A

案件発掘・形成調査業務活用により、引き続き、我が国からのプラント等の輸出に繋がりうる案件形成を初期段階から支援しており、こうした取り組みが、ブルガリアのマリツァ・イーストII火力発電所近代化プロジェクトでの本邦企業受注やその後の本行融資に結びつく等、輸出機会を創出する具体的な成果を挙げ始めたものと評価されます。上記業務以外についても、アゼルバイジャン国際銀行等と業務協力協定を締結するなど、日本からの将来の輸出機会創出に資する枠組み整備に取り組みました。

**「我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築」(課題 4-3)**

評価 A

公的輸出信用制度に関する OECD の各種部会、専門家会合等の国際会議に出席し、既存の取り決めや運用の見直し議論を適時フォローし、また、日本企業のニーズを踏まえつつ議論に参画しました。なお、評価対象年度である 2004 年度ではありませんが、こうした取り組みの結果、2005 年 4 月の OECD 会合で非プロジェクト・ファイナンス案件に関する不均等償還規律の導入等についての合意がなされ、これらを反映する形で公的輸出信用アレンジメントが 2005 年 7 月に改訂されました。

課題 4-1

日本企業の輸出競争力の確保

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
多様なリスク対応策による与信対象の拡大及び円滑なファイナンス組成の推進	(指標1) 新規与信を実現した開発途上国政府・政府機関、地場企業・地場金融機関の数	4	4	5	17	4
	(指標2) 輸出案件のうち、ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクトファイナンス等の手法により新規与信を実現した出融資保証承諾案件数の割合		6%	14%	8%	10%
国際コンソーシアムによる輸出商談を支援するための他国輸出信用機関(ECA)との協力関係強化	(指標3) <b>モニタリング指標</b> 輸出案件のうち、他国 ECA と協調融資を行った出融資保証承諾案件数の割合	2%	3%	9%		3%
評価結果			B	A	B	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。  
- : 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

多様なリスク対応策による与信対象の拡大及び円滑なファイナンス組成の推進

- ・ (指標 1)の実績は計画値を下回りましたが、これは融資要請取り下げや案件遅延等の理由によるものです。他方で、実績としては、新たなプラント輸出市場として期待される旧ソ連諸国等の地域で、地場金融機関であるロシアのズベルバンク、カザフスタンのバンクトゥランアラムなどの信用リスクを初めて取って、輸出用クレジットラインを設定しました。また、近年大型プラントビジネス機会が多いものの政治的不安定性が懸念される中東地域向け輸出案件で新たなリスクテイクを行い、日本企業による新規市場開拓への一層円滑な金融支援に努めました。特に、イランに関しては、イラン国営石油化学会社(NPC)向け輸出案件での日本企業の受注機会拡大を積極的に支援すべく、従来のようにイラン政府保証を求めず、NPCの信用力に依拠した形での直接与信を初めて実現したところ、画期的取り組みとして評価されました。
- ・ このほか、過去に与信実績はあるものの、中米の地域開発金融機関である中米経済統合銀行や、トルコの地場金融機関であるイシュバンクに対しても、これら金融機関の信用リスクを取って日本からの輸出を支援するクレジットラインを設定しました。

<事例紹介> バンクトゥランアラム向け輸出クレジットライン（カザフスタン）

中国、東南アジアなど世界の主要市場において、日本企業と欧米勢・アジア勢とのプラント輸出競争が熾烈化する中、中央アジア諸国は新たな市場として日本企業の注目を集めています。そのうちの一国、カザフスタンでは、近年、豊富な石油・天然ガス等の天然資源の開発、市場経済への取組等により目覚ましい経済発展が続いており、機械設備等への需要が見込まれることから、本行は、日本企業からの要望を受け、地場金融機関であるバンクトゥランアラムの信用リスクを初めて取って輸出用クレジットラインを設定しました。また、本行はその後、バンクトゥランアラムと連携して、中央アジア地域内諸国全体へ同クレジットラインにおける本行融資を転貸できる仕組みを構築しました。このような金融面での取り組みが、日本企業による中央アジア地域向け輸出案件形成を円滑化し、今後の日本からの輸出拡大に繋がっていくことが期待されます。なお、クレジットラインのこうした効果に着目し、本行は2004年度にロシアやトルコ等に対してもクレジットラインを設置、その積極的活用を図りました。

- ・（指標2）の実績は計画値を上回り、具体的な実績の例としては、本行初のバーレーン向け融資案件である石油化学関連プロジェクトや、イランにおける世界有数の肥料プラントの建設事業等におけるストラクチャー・ファイナンス供与が挙げられます。

### 国際コンソーシアムによる輸出商談を支援するための他国輸出信用機関（ECA）との協力関係強化

- ・（指標3）の実績は過去3年間の平均をやや下回りましたが、ベトナム向けセメント製造プラント輸出案件でドイツ、スイスのECAと協調融資を行いました。なお、ECAではありませんが、本邦民間金融機関に加え、イスラム金融機関との協調融資をバーレーン向け案件で行うなど、柔軟かつ多様なリスク・シェアリングに努めています。

## 2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ 日本企業にとっての海外競合企業との対等な融資条件を確保すべく、欧米金融機関と同様に、事前に融資契約の雛形を定めた融資枠組み設定についてアルジェリアの国営石油・ガス関連企業であるソナトラック社と合意したほか、通貨の面でもイラン向け案件にて本行初のユーロ建輸出金融を供与するなど、日本企業の輸出競争力確保のために、柔軟なファイナンス・スキームを実現しました。
- ・ 本行融資の利便性向上を通じて日本企業の競争力確保に貢献すべく、新たに各種輸出クレジットライン（トルコの地場金融機関向け、中米の地域開発金融機関向け、既存発電設備改修等を目的としたインドネシア政府向け等）を設定して、迅速に融資対応できる体制を拡充しました。クレジットラインの設定によってファイナンス条件を予め固められることにより、日本企業が案件組成の初期段階から競争力のある案件提案を行うことが可能となり、競争力の向上にも繋がると考えられます。
- ・ 「日本・ASEAN 行動計画」（2003年12月の日本・ASEAN 特別首脳会議にて採択）に、「ASEAN 輸出信用当局との間の貿易金融面における情報交換・ネットワーク作り及び協力」が施策として盛り込まれたことを踏まえ、引き続き、アジア ECA フォーラム等を活用した域内輸出信用機関との連携を強化しました。

### 3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への概ね適切な取り組みがなされたものと評価されます。本評価の結果からは、今後、特に多様なリスク対応策の一層の活用を努める必要があると考えられます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」においても、近年の欧米・アジア諸国との輸出競争が熾烈化する中で、本行として民間金融機関では特に対応困難な海外リスクへの多様な対応策をより一層充実させ、日本の輸出企業にとっての海外競合企業との対等な融資条件確保・日本企業の輸出競争力確保に取り組むことが必要であると指摘しており、これらは、2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略

- 課題 「日本企業の輸出競争力確保」  
取り組み例 「他国企業との競合案件における日本企業の支援強化」  
「多様なリスク対応策による円滑なファイナンス組成の推進」

## 課題 4-2

## 日本企業の輸出機会の創出

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
案件発掘・形成調査業務の活用による日本企業の入札機会の拡大に対する支援	(指標1) <b>モニタリング指標</b> 案件発掘・形成調査業務実施案件のうち、プロジェクト実施主体が実施を決定し、日本企業が入札機会を得た案件数の割合	100%	100%	100%		100%
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。  
- : 外部環境の変化等により評価不能。

## 1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

## 案件発掘・形成調査業務の活用による日本企業の入札機会の拡大に対する支援

- ・ (指標1)については、いずれも日本企業が入札機会を得ました。
- ・ 案件発掘・形成調査業務においては、プロジェクト実施主体との関係を重視するとともに、案件毎のフォローアップを強化して、より効果的な輸出機会の創出に努めてきましたが、過去に実施した調査がプロジェクト実現や日本企業の受注に結びつく事例も出るなど、こうした努力が徐々に成果を挙げ始めています。

## &lt;事例紹介&gt; マリツァ・イーストII 火力発電会社の発電所近代化プロジェクト (ブルガリア)

本行は、ブルガリア政府からの要請を受け、案件発掘・形成調査業務の一環として、同国最大の発電所であるマリツァ・イーストII 火力発電所のリハビリの可能性につき日本企業と共に調査を行いました。その結果、同国電力セクターが抱える EU 環境基準への適合との課題に対し、タービン・発電機を入れ替えて発電効率を高めつつ排煙脱硫装置を新設する本プロジェクトの企画・提案が実現、日本企業の受注に繋がりました。なお、本行が民間金融機関と協調しつつマリツァ・イーストII 火力発電会社向けに融資を供与することにより、受注後の輸出取引についても日本企業を金融面から支援しました。

## 2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ 日本企業の輸出促進につながる枠組み整備の一環として、本行の公的ステータスを十分に活用しつつ海外機関との戦略的なネットワーク構築に努めました。具体的には、2003年度のカザフスタン開発銀行に引き続き、中央アジア地域の諸機関(アゼルバイジャン国際銀行、カズムナイガス社(カザフスタンの国営石油・ガス会社)、トルクメニスタン国立対外経済関係銀行)との間で、プロジェクトや業務戦略等の情報交換及び相互連携等を通じた貿易促進を目的として、業務協力協定を締結しました。
- ・ 円借款においても、日本の優れた技術・ノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて「顔の見える援助」を促進すべく創設された「本邦技術活用条件」を、ウズベキスタンの鉄道新線建設事業(日本の橋梁建

設等の技術・ノウハウ)や、インドネシアの幹線道路渋滞緩和事業(交通量の多い地域で交通への影響を最小化しつつ施工する日本の技術・ノウハウ)等で適用しました。

### 3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- ・ なお、「平成 14～16 年度業務戦略評価報告書」では、日本企業の輸出促進につながる枠組み整備といった観点からのアプローチ等、案件発掘・形成調査業務に止まらない、より幅広く積極的な取り組みが必要であることや、円借款においても「本邦技術活用条件」適用案件の着実な実施が必要である、と指摘しており、これらは、2005 年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005 年度からの業務戦略

- 課題 「日本企業の輸出機会創出」  
取り組み例 「案件発掘・形成調査業務の活用による日本企業の入札機会の拡大支援」  
「開発途上国政府・機関等との日本企業の輸出促進に繋がる枠組み整備」  
「本邦技術活用条件(STEP)の円借款案件における日本企業の有する技術の活用」

課題 4-3

我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築

取り組み例	指標	2001 (13年度)	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
					計画	実績
OECD アレンジメント会合をはじめとする国際会議における積極的提言及び日本企業に対する関連情報の提供						
評価結果			A	A	A	

A: 適切な取り組みがなされている。 B: 概ね適切な取り組みがなされている。 C: 取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。  
 -: 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

OECD アレンジメント会合をはじめとする国際会議における積極的提言及び日本企業に対する関連情報の提供

- 国際的な公的輸出信用の取り決めとして OECD で合意している「公的輸出信用アレンジメント」や「環境と公的輸出信用に関する共通アプローチ」等について、本行は、OECD の各種部会、専門家会合等に出席し、これら取り決めの運用や見直しの議論を適時フォローしました。そして、その上で、日本企業のニーズを踏まえつつ、我が国からの輸出に対して公正で、また輸出者間の適正な国際競争の促進に資する枠組みとなるよう、会合での議論に参画し、提言等を行いました(注)。

(注)上記取り組みの結果、2005年4月のOECD会合において、非プロジェクト・ファイナンス(PF)案件に関する不均等償還規律の導入や、従来は暫定措置であったPF案件に関する緩和条件の恒久化等が合意され、これらを反映する形で、2005年7月に公的輸出信用アレンジメントが改訂されました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- 上記に照らし、課題への適切な取り組みがなされたものと評価されます。
- なお、「平成14～16年度業務戦略評価報告書」においても、OECD公的輸出信用アレンジメントにつき、日本企業の競争力確保や公平な競争条件の維持といった観点から、他国ECAとも協調しつつ、引き続き日本企業のニーズを十分に踏まえた制度の運用改善等が必要であると指摘しており、これは、2005年度からの業務戦略に反映されています。

(参考)2005年度からの業務戦略

- 課題 「我が国輸出産業に配慮した公的輸出信用制度改善」  
 取り組み例 「公的輸出信用制度の見直しにあたっての、我が国輸出産業に配慮した改善の実現」  
 「他国輸出信用機関(ECA)との協力関係強化」